

動物実験計画の変更又は追加の取扱いについて

令和5年6月14日

学 長 裁 定

愛媛大学動物実験規則（以下「規則」という。）第8条の2第4項に基づき、動物実験計画の変更又は追加に関する事項は、下記のとおり取り扱うものとする。

記

- 1 規則第8条の2第2項に規定する動物実験計画の軽微な変更又は追加については、次に掲げる変更又は追加とする。
 - (1) 動物実験責任者に関する変更（動物実験の内容の変更を伴うものを除く）
 - (2) 動物実験実施者に関する変更又は追加（動物実験の内容の変更を伴うものを除く）
 - (3) 実験室の変更
 - (4) 実験動物の系統の変更又は追加（動物種の変更を除く。）
 - (5) その他愛媛大学動物実験委員会委員長が軽微な変更又は追加と認めるもの

附 則

この取扱いは、令和5年6月14日から施行する。